

安城市自治基本条例策定審議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安城市自治基本条例策定審議会（以下「審議会」という。）の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、（仮称）安城市自治基本条例（平成 年安城市条例第 号。以下「条例」という。）の原案の策定に関し必要な審議を行うものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 審議会の委員（以下「委員」という。）は、市長が任命するものとし、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 公共的団体等を代表する者
- (2) 市民団体等を代表する者
- (3) 市議会議員を代表する者
- (4) 安城市自治基本条例を考える市民会議を代表する者
- (5) 学識経験を有する者として市長が適切と認める者
- (6) 副市長

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を各1名置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、任命の日から条例の公布の日までとする。

- 2 委員が任命されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は退任するものとする。この場合において、その委員であった者に代わる者として新たに当該要件に該当する者があるときは、その者が委員の任務を引き継ぐものとする。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

2 この要綱は、条例の公布の日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。